

意見の概要および市の考え方

No	意見の概要	意見数	市の考え方
第一部 第4期彦根市障害者計画（中間見直し）			
1	<p>7頁 「位置づけと計画期間」について</p> <p>プランの位置づけが図で示されているが、現在、社会福祉法の改正により福祉関連計画の上位計画に「地域福祉計画」が位置づけられており、図のような表し方ではなくなっている。同様に、位置づけの説明文も修正が必要と思われる。</p> <p>※彦根市の高齢分野・子ども分野の各計画では、位置づけの変更が行われているので参考にされたい。</p>	1件	<p>ご意見に基づき、他の計画の表記と整合性を保つように修正いたします。</p>
2	<p>20頁 「障害のある人を取り巻く課題」について</p> <p>市民アンケートの調査からの課題のひとつに障害のある高齢者（65歳以上）の重要課題が挙げられている。また、サービス事業所からの意見においても、高齢化に伴う課題への意見が散見される。</p> <p>しかしながら、「基本方針（第3章）」や「各施策（第4章）」の中には項目建てされておらず、障害高齢者への取組が体系的には示されていないように思う。</p> <p>今後、高齢化していく中で、より重要な課題になっていくと思われるため、計画内に項目を設けて、取組を進めていく必要があるのではないか。</p>	1件	<p>ご意見の通り、障害のある高齢者とそれを取り巻く課題については、今後一層重要になっており、69頁の■取組の基本方向にあるように、高齢障害者に対する課題等について協議する場の設置について検討していきます。また、141頁にもありますように、地域全体で支える仕組みづくりとして、地域生活支援拠点を確保した上で、各事業所と連携を図りつつ、その機能の充実していくこととします。なお、障害のある高齢者への取組に関する項目の設定等については、貴重なご意見として承り、次期計画の策定時に検討いたします。</p>
3	<p>22頁 「大人の放課後デイサービス」について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・18歳を超えた方の日中の居場所や活動の場が不足している。 ・特別支援学校卒業後の行先として、作業所ではない、新たな枠組みとして、日中一時支援をはじめとした、支援施策の拡充が 	1件	<p>ご意見をもとに、日中一時支援をはじめとした、支援施策の拡充に努めてまいります。</p>

	必要ではないか。		
4	<p>28 頁、29 頁</p> <p>「権利擁護、相談体制および地域福祉の充実」について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各相談支援機関の更なる質の向上と同時に、相談する人が悩みを抱えたときにどこへ相談するのかがわかりやすくすること ・相談支援機関も機能分けされて多様化してきている中で、適切な機関にうまくつなげられるような地域の仕組みこそが不十分である。 ・相談者がファーストコンタクトをとった機関が、まず何を求めているか？ どのような機関を巻き込むのがいいかなどインテーク段階での丁寧な聞き取りと情報収集に努めるべき。 ・圏域単位での相談情報収集フォーマットになる共通なものを作成して活用すること。 	1 件	<p>障害のある方の相談窓口として、市障害福祉課や基幹相談支援センター等があります。これらは手引きやホームページ等で周知していますが、どこへ相談されても適切な支援につながるよう、関係機関での連携を強化に努めてまいります。フォーマットについては貴重なご意見として承ります。</p>
5	<p>42 頁「スポーツ・レクリエーション活動への支援」について（■事業・取組内容について）</p> <p>県スポーツ課より、スペシャルスポーツカーニバルの廃止、4 会場に分け、スポーツ広場、スポーツフェスタに変更、参加者がスポーツ広場⇒各種目別スポーツフェスタ⇒選考会へチャレンジできるような県大会になる様変更された。</p>	1 件	<p>ご意見に基づき、事業・取組「スポーツ大会への参加促進」の記述内容を、「全国障害者スポーツ大会・県障害者スポーツ大会・県スペシャルスポーツカーニバル等への参加を促進します。」から「全国障害者スポーツ大会、県障害者スポーツ大会等への参加を促進します。」に修正いたします。</p>
6	<p>43 頁</p> <p>「企業啓発等による雇用の促進」について（■取組の基本方向について）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公的機関での職業実習等取組の推進にむけて各部局での障害者雇用推進者が、率未達成部局をカバーするには雇用率の上方修正を意識的にすること。 	1 件	<p>公的機関での職業実習等取組の推進が図られるよう、いただいたご意見、ご指摘を踏まえ、本計画をはじめ、「彦根市障害者活躍推進計画」等関連計画において目指す取組施策を進めていきます。</p>

	<p>・公的機関の中で雇用されている人の知的 ・精神・身体障害割合はどれぐらいでしょうか？ これにも意識した活躍推進計画が作成されることを期待申し上げます。</p>		
7	<p>44 頁 「企業啓発等による雇用の促進」について （重度障害者多数雇用事業所への就労促進について）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内の公共交通機関アクセス面が悪い。 ・脳血管疾患から身体障害を負うというケースも散見される中で“通勤”が大きな課題。 ・民間バス会社も入った雇用促進策の検討と作成、実施を進める。 	1 件	<p>本市の公共交通施策は、湖東圏域公共交通活性化協議会で策定した湖東圏域地域公共交通網形成計画に基づき、住民や観光客、通勤客、学生などの活動を支え、まちに賑わいを与える公共交通などを目指すこととしており、通勤に便利な公共交通の実現も重要な課題と捉えています。今後も、地域における公共交通の役割を果たせるよう、利用環境整備や利便性の向上などに努めてまいります。</p>
8	<p>44 頁 「企業啓発等による雇用の促進」について （一般企業と福祉施策の連携および障害者優先調達推進法の推進について）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般企業の仕事を福祉がとるということではない、共存の方法がないものか。 ・湖東圏域の複数の就労継続支援事業所から障害者を派遣してもらい、シュレッダーを搭載した特殊車両を所有する民間企業が出張して共同で対応した作業で最低賃金換算して工賃はいただいた経過がある。 <p>施設外で単発的に、普段しない作業を体験するという機会は障害者にとって就業訓練に効果的である。</p> <p>優先調達に工賃保障という要素だけではない、雇用へと結び付ける要素も考慮した特色ある彦根市の調達事業を発案してもらいたい。</p>	2 件	<p>いただいたご意見、ご指摘を踏まえ、本計画をはじめ、「彦根市障害者活躍推進計画」等関連計画において目指す取組施策を進めるなど、優先調達が有効に機能するよう検討していきます。</p>
9	<p>45 頁 「就労相談・支援体制の充実」について （中学校や高等学校の進路指導について）</p>	1 件	<p>貴重なご意見として承ります。いただいたご意見は、障害福祉課および関係機関等と情報共有を図り、今後</p>

	<p>・支援対象ではないが、特性のある在校生について、職場開拓員と就労サポーターという事業だけの動きとは別機能で対応できる事業が必要ではないか。</p>		<p>の参考にさせていただきます。</p>
10	<p>46 頁 「経済的自立の支援」について (■取組の基本方向における、本人の希望や能力に応じたりハビリテーション活動の支援について)</p> <p>セルフプランにおいてもリハビリテーション活動の一つとして位置づけるかの議論をしていただければと思います。</p>	1 件	<p>貴重なご意見として承ります。いただいたご意見は、障害福祉課および関係機関等と情報共有を図り、今後の参考にさせていただきます。</p>
11	<p>48 頁 「職業リハビリテーションの充実」について」 自立生活支援ホームとは？自立生活支援加算のついたホームのことですか？</p>	1 件	<p>自立生活支援ホームとは、そこに入所している障害のある人が職場に通勤しながら、独立・自活に必要な支援を受けることを目的としたホームです。</p> <p>この独立・自活に必要な支援サービスは県の事業として提供されることから、障害福祉サービスに係る自立生活支援加算とは異なります。</p>
12	<p>49 頁 「福祉的就労環境の充実」について (■事業・取組内容について) ・就労継続支援事業 A・B の他にも自立訓練などを活用して就業を柱にした支援が行われていると思います。そこには実習制度が整っておらず、定着支援も義務化されていないことから 就業障害者への不安定な支援に至っているケースもあります。 ・この課題にどう取り組まれるかもご検討願えればと思います。</p>	1 件	<p>実習制度については企業の理解が不可欠であると考えます。43 頁 ■事業・取組内容 「企業訪問等による啓発」にもありますように、企業訪問等を通じて障害者の雇用における環境の整備を推進するよう、今後も啓発に努めていきます。また、関係機関等と連携を図りながら、障害に対する一層の理解促進を進めていきます。</p>
13	<p>79 頁 「精神保健・医療の提供」について</p>	1 件	<p>ご意見、ご指摘を踏まえ、本計画等において、障害のある人に対する医</p>

	<p>現在、精神科通院医療費は助成を頂いて無料です。これを入院医療費や他科診療に拡大する施策をお願いします。精神障害者の多数の方は、就労できません。</p>		<p>療費の公費負担制度の充実のために国や県に対する要望等の取組に努めるとともに、制度の周知を図ります。</p>
14	<p>84 頁 「相談支援体制」について (■事業・取組内容について) 相談支援の充実において、相談窓口や相談支援体制の充実が記載されているが、彦根市で取り組まれている「丸ごと連携の相談体制」や、国が示している「重層的支援体制」の構築の検討について触れられていない。 現状の取組や今後の方向性を視野に入れた内容を追記してはどうか。</p>	1 件	<p>ご意見に基づき、85 頁の「相談支援機関等の連携」に係る内容と主な取組主体について、それぞれ以下の通り、下線部の文を追記いたしました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健・医療・福祉、教育、労働等の分野にまたがる相談に応じるため、市関係部局間や相談支援機関およびサービス提供事業所間の連携強化を図り、<u>包括的な相談支援のためのネットワークを確立</u>します。 ・社会福祉課、障害福祉課、健康推進課、発達支援センター、学校支援・人権・いじめ対策課、子ども・若者課、<u>社会福祉協議会</u> 他
15	<p>99 頁 「防災対策の推進」について (「■取組の基本方向」の「地域において災害時要配慮者の避難誘導を含む自主防災活動が迅速に行われるよう、避難支援マニュアルを作成し、避難協力体制の確立を図る」について)</p> <p>この避難支援マニュアルはいつごろまでにできるとかの記述をしてはどうでしょうか。災害時要配慮者にも安心してもらえます。</p>	2 件	<p>避難支援マニュアル等については、現在、国において、障害のある人等避難行動要支援者の避難の実効性確保に向け、地方公共団体に対し、個別避難計画の作成について取組の充実を求める内容を含んだ法改正の動きがあります。今後は、本計画とこれから策定される個別避難計画との整合性に留意し、災害時要配慮者が安心できる体制づくりをめざします。</p>

	<p>自主防災会組織がないところがあります。これについては、誰が、どう自主防災会組織の立上げやアドバイスをしていくのか、等の記述をしてください。これも災害時要配慮者に安心してもらえます。</p>		<p>自主防災組織に関する記述は、彦根市地域防災計画にあります。</p> <p>自主防災組織は彦根市自主防災組織整備推進要綱に基づき、各自治会単位での設置を基本としており、組織立ち上げの主体はあくまでも自治会等の地域住民となりますが、本市では組織立ち上げに関するアドバイスをはじめ、広報活動、防災教育、自主防災組織用資機材整備の助成、防災訓練の指導を行い、自主防災組織の設置を推進しています。</p>
16	<p>104 頁「数値目標」について</p> <p>数値目標について新規就職者数を把握するには、求職登録など含めたうえでのデータ把握にするほうがいいのかと思います。具体的にはハローワーク彦根様を指標名とするほうがいいのかと思われます。ご検討ください。</p>	1 件	<p>今回の第 4 期彦根市障害者計画(6 年計画)は中間見直しであることから、ハローワーク彦根における新規就職者数の目標値については、次期計画の策定時に検討いたします。</p>
17	<p>104 頁「数値目標」について</p> <p>数値目標のうち、区分 6「安心・安全の地域づくり」の指標について、災害時要支援者登録数が目標値になっている。登録者数を増やすことも重要であるが、地域において助け合い・支え合いの取組が増えていくことのほうが重要と思われる。</p> <p>同時期に意見公募が行われている「第 8 期彦根市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」では、同様の目標に「制度推進に向けた取組を行う自治会数」を挙げており、市の計画として統一の目標にしたほうがいいのか。</p>	1 件	<p>災害時要支援者登録数の目標値については、第 4 期彦根市障害者計画(6 年計画)における指標で、今回、同計画は中間見直しであることから、現行のままとします。次期計画の策定時には、「第 8 期彦根市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」等の目標と整合性が図れるようにいたします。</p>
<p>第 5 章 成年後見制度利用促進基本計画</p>			
18	<p>法人後見と市民後見に関して、実施稼働の具体的なタイムスケジュールを盛り込みたい。</p>	3 件	<p>本計画は令和 3 年度から令和 5 年度までの 3 年間で計画期間としており、この期間中の重点取組事項として、118 頁の「第 9 節 重点取組事</p>

	<p>年度も明記した工程表を掲示すべきである。</p> <p>成年後見制度の利用に関する助成制度の在り方について、圏域の社会福祉法人およびNPO法人の法人後見参入を検討して貰うため、厚生労働省の地域生活支援事業の補助が存在することを明記すべきだと考える。</p> <p>また、市の支出実態との整合のため、「(後見人)報酬助成の交付実績」は、彦根市が支出した実額の記載に訂正されたい。若しくは案の記載金額をそのままとする場合は、内4分の1が市の負担である注釈を追記されたい。</p>	<p>項」に法人後見に係る目標を追記しました。今回の計画期間においては、まずは法人後見について重点的に取り組むこととし、市民後見に関しては、117 頁下部に記載のとおり、受任者養成に係る取組等について情報収集を進めることとします。</p> <p>本計画は令和3年度から令和5年度までの3年間を計画期間としており、年度毎の工程表は計画には記載しませんが、第6章(189頁)のとおり、毎年進捗管理を実施し、取組内容の評価を行います。</p> <p>ご意見に基づき、108 頁に「報酬助成に係る費用には、国庫補助金約30%、県補助金約15%の割合で充当されており、本市の実支出額は下表の交付総額のうち、約55%となっています。」を追記いたしました。</p>
19	<p>成年後見制度について、制度の内容や相談窓口について障害者にもわかりやすいようにしてほしい。障害者が親亡き後、成年後見制度を利用する場合、どこに申し込めばいいのかわかりやすく説明してほしい。</p>	<p>4 件</p> <p>成年後見制度の理解や相談窓口がまだまだ浸透していない状況ですので、ご意見を賜ったとおり制度の周知・啓発については効果的なアプローチ先や手法を検討してまいります。</p>

	<p>成年後見人等の不正防止のための監視機能を公的機関がもつべきではないか。</p> <p>親亡き後の支援について、障害者の SOS をキャッチし対応できる機関が必要と考える。</p> <p>親亡き後の生活相談、親の葬式支援、相続相談、遺産整理等を代行する制度を構築してほしい。</p>		<p>117 頁基本目標 3 「後見人等への支援の充実」施策 6 「後見人等への支援施策の整備」により、後見人等による支援内容を検証できる仕組みづくりを進めることとします。</p> <p>。</p> <p>114 頁基本目標 1 「広報・啓発の充実」施策 1 「成年後見制度に関する広報・啓発」で、相談支援専門員や福祉施設関係者などに対して、成年後見制度を理解し、ニーズを拾い上げられるように、勉強会や研修会を開催してまいります。</p> <p>ご意見の内容については、権利擁護支援や成年後見制度による支援がございます。</p>
<p>第二部 第 6 期 彦根市障害福祉計画</p>			
20	<p>128 頁</p> <p>「精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築」について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・具体的な施策を強く押し進めてください。 ・財源や人材は、限りがありますが精神障害者が健全な生活を送れるように障害者の 3 施策を同一にお願いします。 	2 件	<p>ご意見、ご指摘を踏まえ、本計画等において精神に障害のある人が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、目指す取組施策を進めていきます。</p>
21	<p>102 頁、154 頁、157 頁</p> <p>「住環境の整備」、「居住系サービス」「自立生活援助」について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一人暮らしをするためにグループホームの整備をお願いしたいが、費用が高額になるのでアパートなどを借り上げて支援をお願いしたいです。 ・共同生活援助や自立生活援助のサービス量を上げてください。 	2 件	<p>ご意見、ご指摘を踏まえ、本計画等において地域における障害のある人の生活の場を確保するため、グループホームの確保とこれらのホームにおける支援内容の充実など目指す取組施策を進めていきます。</p>

〔注意事項〕

提出された意見が複数の内容にまたがる場合は、個別の内容ごとに 1 件として数え、整理してください。